

気象警報<大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・高潮>発令時の放課後児童クラブについて

【留意事項】

・高潮警報発令時に以下の表の対応となる対象クラブは次の通りです。  
 ⇒城陽・手柄・荒川・八木・糸引・白浜・妻鹿・高浜・飾磨・津田・英賀保・八幡・広畑・広畑第二・大津・南大津・大津茂・網干・網干西・勝原・旭陽・余部・四郷・別所・的形・大塩

※大雨・洪水・暴風・大雪警報に関しては、引き続き全クラブが対象です。

1 学校開業日

区 分		放課後児童クラブの措置	小学校の措置
1	午前7時現在において警報の発令があった場合	臨時休所 警報が解除されても開所しません。	臨時休業
2	午前7時から学校始業時まで警報の発令があった場合	臨時休所 警報が解除されても開所しません。	臨時休業 ※児童が既に登校している場合等で、校長の判断により臨時休業とならない場合もある。
3	① 学校待機	臨時休所 開所しません。	児童は既に登校している ので、校長の判断により安全確保のための適切な措置をとる。 一斉下校又は学校待機
	学校始業時以降に警報の発令があった場合 ② 一斉下校	臨時休所 開所しません。ただし、特別な事情により、小学校から放課後児童クラブへ依頼があった場合、緊急避難措置として、児童の受入れを行い、支援員から保護者へお迎えの連絡を行います。 なお、放課後児童クラブでは給食の提供はできません。 ※特別な事情とは、学校施設の損壊等により小学校で児童を待機させることが危険である場合等、真にやむを得ない場合に限りです。	
4	放課後児童クラブ開所中に警報の発令があった場合	①大雨、洪水警報のうち、いわゆるゲリラ豪雨等で、警報が短時間で解除される見込みがある場合	a. 発令から2時間以内に警報が解除された場合、継続して開所 お迎えの連絡はありません。
		※ただし、警報発令時に受入れ済の児童のみが対象です。新たな受入は行いません。	b. 発令から2時間後に継続して警報が発令されている場合、閉所 保護者に一斉LINE配信または支援員からの電話により、お迎えの連絡を行います。
	②ゲリラ豪雨等以外	発令時刻をもって原則閉所 保護者に一斉LINE配信または支援員からの電話により、お迎えの連絡を行います。	

## 2 学校開業日に教育委員会又は学校の判断で臨時休業となった場合

区 分		放課後児童クラブの措置	小学校の措置	
1	午前7時現在において警報の発令があった場合	臨時休所 警報が解除されても開所しません。	臨時休業	
2	午前7時から午後1時までに警報の発令があった場合	臨時休所 警報が解除されても開所しません。	臨時休業	
3	午前7時から午後1時までに警報が発令されなかった場合	開所 放課後児童クラブは午後1時から開所します。児童の受入れも午後1時からとなります。午後1時よりも前に児童を受入れることはできません。	臨時休業	
4	放課後児童クラブ開所中に警報の発令があった場合	①大雨、洪水警報のうち、いわゆるゲリラ豪雨等で、警報が短時間で解除される見込みがある場合	a. 発令から2時間以内に警報が解除された場合、継続して開所 お迎えの連絡はありません。	臨時休業
		※ただし、警報発令時に受入れ済の児童のみが対象です。新たな受入は行いません。	b. 発令から2時間後に継続して警報が発令されている場合、閉所 保護者に一斉LINE配信または支援員からの電話により、お迎えの連絡を行います。	臨時休業
	②ゲリラ豪雨等以外	発令時刻をもって原則閉所 保護者に一斉LINE配信または支援員からの電話により、お迎えの連絡を行います。	臨時休業	

※学校が臨時休業で、警報が発令されていない場合、放課後児童クラブは開所しますが、児童の受入れは午後1時からとなりますので、ご注意ください。

## 3 土曜日

(※学校との連携がとれないため、いわゆるゲリラ豪雨等による閉所までの2時間の猶予は行いません。)

区 分		放課後児童クラブの措置	小学校の措置
1	午前8時現在において警報の発令があった場合	臨時休所 警報が解除されても開所しません。	
2	午前8時以降、放課後児童クラブ開所中に警報の発令があった場合	発令時刻をもって原則閉所 保護者に支援員から、お迎えの連絡を行います。	

## 4 夏休み、冬休み、春休み、振替休日等の学校休業日(土曜日を除く)

区 分		放課後児童クラブの措置	小学校の措置	
1	午前7時現在において警報の発令があった場合	臨時休所 警報が解除されても開所しません。		
2	午前7時から午前8時までに警報の発令があった場合	臨時休所 警報が解除されても開所しません。既に児童を受け入れている場合、支援員からお迎えの連絡を行います。		
3	午前8時以降、放課後児童クラブ開所中に警報の発令があった場合	①大雨、洪水警報のうち、いわゆるゲリラ豪雨等で、警報が短時間で解除される見込みがある場合	a. 発令から2時間以内に警報が解除された場合、継続して開所 お迎えの連絡はありません。	
		※ただし、警報発令時に受入れ済の児童のみが対象です。新たな受入は行いません。	b. 発令から2時間後に継続して警報が発令されている場合、閉所 保護者に一斉LINE配信または支援員からの電話により、お迎えの連絡を行います。	
	②ゲリラ豪雨等以外	発令時刻をもって原則閉所 保護者に一斉LINE配信または支援員からの電話により、お迎えの連絡を行います。		

☆ 各ご家庭でテレビ、ラジオ、ひめじ防災ネットからの情報メール等、警報発令情報に気を配ってください。

☆ この文書は、目のつくところに貼付してください。

## 地震及び津波警報発令時の放課後児童クラブについて

地 震	
(震度は姫路市)	
区分	放課後児童クラブの措置
クラブ閉所後から翌日のクラブ開所時間までに震度5弱以上の地震が発生した場合	<p>クラブは臨時休所 地震発生当日並びに翌日以降クラブは休所します。</p> <p>【クラブの再開について】 クラブの被害状況を確認し、こども総務課が判断し、保護者に再開の時期の連絡を行います。</p>
クラブ開所後に震度5弱以上の地震が発生した場合	<p>地震の発生時刻をもって原則閉所 保護者に一斉LINE配信又は支援員からの電話により、お迎えの連絡を行います。</p> <p>【クラブの再開について】 翌日以降クラブは原則休所します。クラブの被害状況を確認し、こども総務課が判断し、保護者に再開の時期の連絡を行います。</p>
※震度5弱未満の地震が発生した場合	通常どおり全てのクラブが開所します。

津 波 警 報	
<b>【対象校区】</b> 八木・系引・白浜・妻鹿・高浜・飾磨・津田・英賀保・広畑第二・大津・南大津・大津茂・網干・網干西・四郷・的形・大塩 ※高潮警報発令時の対象クラブと異なりますのでご注意ください。	
区分	放課後児童クラブの措置
放課後児童クラブ開所時間までに津波警報が発令された場合	<p>対象校区のクラブのみ臨時休所 警報が解除されてもクラブは開所しません。</p> <p>※対象校区以外の校区のクラブは通常どおり開所します。</p> <p>【クラブの再開について】 クラブの被害状況を確認し、こども総務課が判断し、保護者に再開の時期の連絡を行います。</p>
放課後児童クラブ開所後に津波警報が発令された場合	<p>発令時刻をもって原則対象校区のクラブは閉所 保護者に一斉LINE配信または支援員からの電話により、お迎えの連絡を行います。 児童生徒等を保護者に引き渡すが、原則、保護者とともに学校または指定避難所での避難を継続する。</p> <p>【クラブの再開について】 クラブの被害状況を確認し、こども総務課が判断し、保護者に再開の時期の連絡を行います。</p>
津波注意報が発令された場合	通常どおり全てのクラブが開所します。

※災害の状況によっては、上記以外の対応となる場合があります。その際には別途お知らせします。

- ☆ 各ご家庭でテレビ、ラジオ、ひめじ防災ネットからの情報メール等、警報発令情報に気を配ってください。
- ☆ この文書は、目のつくところに貼付してください。